発注事務に関する「不当な働きかけ等」への対応について(再お知らせ)

令和4年5月17日 技術監理課

下松市及び下松市上下水道局が発注する公共工事等の発注事務については、今後、入札制度の改善に取り組む必要があり、更なる透明性の確保、公正な競争、不正行為の排除、適正な履行が求められます。

公共工事等の発注事務に関して、事業者等から職員に対する不当な働きかけ等があった場合は 必要に応じ、「下松市公共工事等発注事務に関するコンプライアンス規程」に基づき指名停止措置 等を受けることがあります。

職員が不当な働きかけ等に屈すると、市民の信頼を損なうばかりか、職員自身も刑事責任や市に対する損害賠償責任を問われたりすることにもなりかねません。行政の公平性と公正性を確保するために、不当な働きかけ等に対しては、毅然とした態度で拒否する必要があり、組織的に対応をしていきます。

下松市のコンプライアンスへの取組みにあたり、市職員についても、より一層の法令遵守を徹底をしますので、入札に参加される皆様も、法令遵守の徹底及び周囲の疑惑や不信を招くことのないように、再度「下松市公共工事等発注事務に関するコンプライアンス規程」を見直し、御協力いただきますようお願い申し上げます。

1. 不当な働きかけ等への対応

- (1) 当該働きかけ等の内容を記録いたします。
- (2) 発注事務主管課の長から技術監理課長を通して記録した内容を市長に報告いたします。
- (3) 市長は、入札参加資格業者から不当な働きかけ等があったときは、別に定める指名停止 に係る要領に基づき、指名停止措置の可否を判断します。

2.「不当な働きかけ等」とは

「不当な働きかけ等」とは、公共工事等の個別の契約に係る発注事務に関する公正な職務の執行を損なうおそれのある要求行為(発注事務担当職員に公正な職務の執行を損なう行為をさせるために指示等をすることを、当該職員以外の職員に要求する行為を含む。)であって、次に掲げるものをいいます。

- (1) 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
- (2) 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為
- (3) 非公表又は公表前の予定価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、判断基準額、最低制限価格又は総合評価における加算点(これらを推測できる金額、数値等を含む。以下「公表前の予定価格等」という。)に関する情報提供の要求行為

- (4) 入札参加資格業者についての公表前における情報提供の要求行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合に つながるおそれのある要求行為

3.「要求行為」とは

「要求行為」とは、陳情、要請、要望、意見等の名称及び口頭、電子メール等の形態を問わず、 一定の内容を要求する意思表示をいいます。ただし、次に掲げるものを除きます。

- (1) 入札公告等に基づく設計図書に関する質問
- (2) 業界団体等の各種団体の意思決定に基づき作成された、発注事務全般に関する意見書、 要望書等の提出
- (3) 公表若しくは公開された資料の請求又は事実の照会若しくは確認
- (4) 法令等により認められた権利の行使等

以上